

議案第94号

町区域の新設について

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業において、同事業地区並びに隣接する引田13番地地区の町界及び町名を整理し、町区域を新設する必要がある。

町区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙町区域新設調書のとおり、あきる野市引田字阿岐野の一部、引田字櫻ノ岡の一部及び伊奈字引田ノ上の一部を廃止し、その区域をもって新たにあきる野市桜野一丁目、桜野二丁目及び桜野三丁目を画する。

本件処分の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分  
の公告があった日の翌日から生ずるものとする。